附　則

1　この省令は、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

2　放送法の一部を改正する法律附則第二条第一項の申請については、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の放送法施行規則第十二条の二及び第十二条の三の規定を適用する。

3　この省令の施行の際現に承認を受けている令和元年度の事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の変更については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　令和元年度の事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○文部科学省令第十八号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百五十五号）の施行に伴い、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十二条第五項、第四十七条第二項及び第四十九条、同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第二号並びに私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第一条の二第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月八日

文部科学大臣　萩生田光一

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（施行令第一条の二第二項の文部科学省令で定める場合等） **第一条の二**　施行令第一条の二第二項の文部科学省令で定める場合は、学校法人等に使用される通常の労働者の従事する業務が二以上あり、かつ、当該学校法人等に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する労働者の数が当該通常の労働者の数に比し著しく多い業務（当該業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間が他の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間のいずれよりも長い場合に係る業務を除く。）に当該学校法人等に使用される労働者が従事する場合とする。 2　施行令第一条の二第二項第三号に規定する文部科学省令で定めるものは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める賃金に相当するものとする。 3　施行令第一条の二第二項第三号に規定する額は、加入者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額とする。 4　施行令第一条の二第二項第四号に規定する文部科学省令で定める者は、厚生年金保険法第十二条第五号ニに規定する厚生労働省令で定める者とする。	（賃金に相当するもの） ［項を加える。］
［条を削る。］	［項を加える。］
［条を削る。］	（報酬の額の算定） **第一条の二の二**　施行令第一条の二第二項第三号に規定する額は、加入者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額とする。 （高等学校の生徒、大学の学生その他の文部科学省令で定める者） **第一条の二の三**　施行令第一条の二第二項第四号に規定する文部科学省令で定める者は、厚生年金保険法第十二条第五号ニに規定する厚生労働省令で定める者とする。